

商 品 名	外貨定期預金
ご利用いただけるお客様	・法人、満 20 歳以上の個人。
預入方法	・預入方法：一括預入。・取扱通貨：米ドル、ユーロ。・預入金額：【米ドル】1,000 米ドル以上 【ユーロ】1,000 ユーロ以上 ・預入単位：1 補助通貨単位。
預入期間等	・1 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年の自動継続。
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
お利息	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、固定金利となります。なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・付利単位を補助通貨単位とした 1 年を 365 日とする日割計算を行い、満期日以降に一括して支払います。 ・満期日毎に利払いも可能です。その際、外貨普通預金の口座開設が必要となります。 ・満期日以降のお利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率を適用します。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人取引の場合は、お利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。 ・法人取引の場合は、総合課税になります。
中途解約のお取扱	・解約日における普通預金利率により計算します。
為替変動リスク	・為替相場の変動によって満期日の払戻円貨額または払戻円換算額が預入円貨額または預入円換算額を下回る場合があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話：0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほか、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話：092-741-3208)、北九州法律センター(電話：093-561-0360) 久留米センター(電話：0942-30-0144)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・TTS はお預入時の当金庫所定の電信売相場、TTB はご解約時の当金庫所定の電信買相場です。TTS および TTB には、米ドルの場合 1 ドルあたり各 1 円、ユーロの場合 1 ユーロあたり 1.5 円手数料が含まれております。 ・TTS と TTB に差があることにより、為替相場(仲値)が変動しない場合であっても元本割れが生じる場合があります。 ・外貨預金を外貨で預入・払出す場合には、TTS・TTB 含まれる手数料以外に一定の手数料がかかります。 <p>【例】・米ドル通貨によるお預け、お引きだしの場合…米ドル入出金 1 ドルにつき 2 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お引だしの資金を米ドル建送金の場合…送金手数料 ・満期日前に為替予約を締結することにより、満期時のお受取円価格を確定させることができます。ご希望のお客さまは窓口にご相談下さい。 ・全額預金保険の保護の対象とはなりません。 ・原則として、中途解約はお受けできません。

商 品 名	外貨普通預金
ご利用いただけるお客様	・法人、満 20 歳以上の個人。
預入方法	・預入方法: 随時預入できます。・取扱通貨: 米ドル、ユーロ。・預入単位: 1 補助通貨単位。
預入期間等	・期間の定めはありません。
払戻方法	・随時払戻しできます。
お利息	・別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、変動金利となります。なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・毎日の最終残高に対し、付利単位を補助通貨単位とした 1 年を 365 日とする日割計算を行い、年 2 回(3 月・9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
税 金	・個人取引の場合は、お利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。 ・法人取引の場合は、総合課税になります。
中途解約のお取扱	—————
為替変動リスク	・為替相場の変動によって満期日の払戻円貨額または払戻円換算額が預入円貨額または預入円換算額を下回る場合があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、 電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほか、(一社)全国信用金庫 協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話: 03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360) 久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、 第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、 電話: 03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・TTS はお預入時の当金庫所定の電信売相場、TTB はご解約時の当金庫所定の電信買相場です。TTS および TTB には、米ドルの場合 1 ドルあたり各 1 円、ユーロの場合 1 ユーロあたり 1.5 円手数料が含まれております。 ・TTS と TTB に差があることにより、為替相場(仲値)が変動しない場合であっても元本割れが生じる場合がありま す。 ・外貨預金を外貨で預入・払出す場合には、TTS・TTB 含まれる手数料以外に一定の手数料がかかります。 【例】・米ドル通貨によるお預け、お引きだしの場合…米ドル入出金 1 ドルにつき 2 円 ・お引だしの資金を米ドル建送金の場合…送金手数料 ・全額保護の対象とはなりません。 ・本預金は、ステートメント対応のため、通帳の発行はありません。